

平成25年度 第368回 東京地方最低賃金審議会議事録

課長補佐 ただいまより第368回東京地方最低賃金審議会を始めます。本日出席の皆さま方を5月17日付で東京地方最低賃金審議会委員に任命させていただきました。本来はお一人ずつ通知書をお渡しすべきところですが、机上に置かせていただきます。ご寛容のほどをお願いします。なお、恐縮ですが通知書をご確認いただき、誤字等誤りがありましたら後ほどお知らせください。

改めまして資料1により、順次、皆さま方委員のご紹介をして、出席の確認とさせていただきます。まず、公益代表委員の先生で岩田委員です。

岩田委員 よろしくお願ひします。

課長補佐 岩本委員。

岩本委員 よろしくお願ひします。

課長補佐 黒河内委員。

黒河内委員 よろしくお願ひします。

課長補佐 笹島委員。

笹島委員 よろしくお願ひします。

課長補佐 白石委員。

白石委員 よろしくお願ひします。

課長補佐 森委員。

森委員 私もよろしくお願ひします。

課長補佐 続いて労働者代表委員です。尾野委員。

尾野委員 尾野です。よろしくお願ひします。

課長補佐 関崎委員。

関崎委員 関崎です。よろしくお願ひします。

課長補佐 橋本委員。

橋本委員 よろしくお願ひします。

課長補佐 古川委員。

古川委員 古川です。よろしくお願ひします。

課長補佐 村内委員。

村内委員 よろしくお願ひします。

課長補佐 村上委員。

村上委員 村上です。よろしくお願いします。

課長補佐 続いて使用者代表委員です。石井委員。

石井委員 よろしくをお願いします。

課長補佐 石川委員。

石川委員 石川です。よろしくお願いします。

課長補佐 井上委員。

井上委員 井上です。よろしくお願いします。

課長補佐 大河内委員。

大河内委員 大河内です。よろしくお願いします。

課長補佐 高山委員。

高山委員 高山です。よろしくお願いします。

課長補佐 堀内委員。

堀内委員 堀内です。よろしくお願いします。

課長補佐 以上のように、委員定数 18 名のうち 18 名全員が出席ですので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項による定足数である全委員の 3 分の 2 以上、または各側委員の各 3 分の 1 以上を満たしていることを報告します。

賃金課長 それでは会長および会長代理が選出されるまでの間、司会、進行を務めます賃金課長の徳力です。よろしくお願いします。

本日の委員の出席状況につきましては、ただいま報告させていただきました。本日は第 43 期委員による最初の審議会となっています。私ども事務局職員も紹介させていただきます。

(職員紹介)

賃金課長 以上、よろしくお願いします。それでは議事に先立ち、伊岐局長よりご挨拶を申し上げます。

局 長 (挨拶)

賃金課長 それでは議事に入りたいと思います。まず議事 1 の会長、会長代理の選出

についてです。会長、会長代理の選出については、最低賃金法第24条第2項において、公益を代表する委員の中から委員が選挙するとされていますが、従来からこの審議会では、公益代表委員の間で互選をしていただき、労使委員双方から承認をいただくという形で進めてきました。今回も同じ進め方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

賃金課長 ありがとうございます。ご異議なしということですので、従来のとおり進めます。本会議に先立ち行われた公益代表委員による打ち合わせにおいて、会長、会長代理の候補が互選されていますので、その報告を岩田委員からお願いします。

岩田委員 互選結果について報告します。会長には笹島委員、会長代理には森委員をそれぞれ推挙します。

賃金課長 ありがとうございました。ただいま岩田委員より、会長、会長代理の候補のご推挙がありました。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

賃金課長 ご異議なしということですので、会長には笹島委員、会長代理には森委員ということに決定します。それでは会長からご挨拶をいただき、以後の議事について会長に進行をお願いしたいと思います。

笹島会長 ご指名により会長を務めます笹島です。一言簡単にご挨拶をさせていただきます。皆さんもご承知のとおり、新聞報道などで次々と最低賃金に関する報道が流れています。現在参議院選挙が行われつつあるわけですが、各党の政策や公約を見ていると、最低賃金に関してさまざまな言及がなされています。このような中で、ご存じのとおり、東京の最低賃金というのは、適用労働者数においても、また、その水準においても全国一のところにあります。ということで、さまざまな最低賃金が全都道府県にあるわけですが、その中でも最も注目を集める最低賃金だと思えます。ということで、この審議会において、各委員のご支援、ご協力をいただきながら、何とか適切な東京の最低賃金を決めるこ

とができたらと思っています。そのためにも、大変非才な身ではありますが、精いっぱい務めてまいりたいと思います。何とぞよろしく申し上げます。

それでは事務局から私のほうへバトンタッチをいただきましたので、議事を進めたいと思います。お手元の議事次第の 2 番目です。「東京都最低賃金の改正決定について」となっていますが、この事項について入りたいと思います。本日、東京都の最低賃金について改正諮問をされるとのご意向ですので、諮問をお受けすることにしたと思います。

その前に、議事録の署名印について諮りたいと思います。議事録の署名については、公益委員は私が務めます。労働者側は尾野委員にお願いします。使側は石井委員にお願いします。よろしく申し上げます。

前後しましたが、議事の 2 番目の、東京の最低賃金の改正決定の諮問について、先ほど局長のご挨拶にありましたように、改正諮問をしたいというご意向のようですので、諮問をお受けすることにしたと思います。それでは局長、諮問をお願いします。

(局長から会長に諮問文手交)

笹島会長 諮問をお受けしました。諮問文の朗読を事務局からお願いします。
賃金課長 それでは、各委員に写しをお配りして読み上げます。

(事務局より各委員に諮問文(写)配付)

(諮問文朗読)

笹島会長 ありがとうございます。ただいま諮問文を読み上げていただきました。私はこれまでも東京の最低賃金審議会の公益委員を務めてきていますが、例年と違い、文書が若干異なっている部分があります。その説明をいただく必要があると思います。その前に、事務局から既に関連の資料が用意されているようですので、その説明を受けた後に、この諮問文についてもご質問等があれば、併せてそのときをお願いしたいと思います。ということで、まず事務局のほうから資料説明をお願いします。

賃金課長 それでは、お配りしています資料に関して高橋賃金指導官から説明します。

指導官 (資料2から4説明)

笹島会長 ありがとうございます。ただいま事務局のほうから、最賃の審議に関連する資料についての説明がありましたが、何かご質問なりご意見がありましたらご発言をお願いします。

村上委員 9ページ、給与のところに特別給与というのがありますが、特別給与というのはどのようなものが含まれているのですが。

指導官 いわゆるボーナスの形になります。

村上委員 例えばボーナスを半年に1回の6で割っているということですか。

指導官 支給月で基本的には計上していると聞いています。従って、24年の各月のデータを見ても、6月、7月、12月、ここの金額が増えています。そのままの実数の形で計上していると聞いています。その右側に実質賃金指数という欄がありますが、いわゆる基準年の平均月数で、平均月額に比較して指数化していますので、ボーナス支給月については指数が大きくなってしまいます。実質賃金指数については、上段の指数を見るのではなく、下段の対前年の比を見たほうが、トレンドを見るにはよろしいと思います。

笹島会長 村上委員、よろしいですか。ほかにご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いします。

石川委員 笹島会長が言われた内容ではないかと思いますが、諮問文の中の思いを事務局のほうからお話を聞きたいと思います。3行目の「現下の最低賃金を取り巻く状況を踏まえ」というのは何を言わんとされているのかということです。それから、その2行下の「配意した」というのは、われわれとしては何を配意するのかというあたりをお聞かせいただきたいと思います。

笹島会長 ただいまの件はいかがですか。

賃金課長 諮問文のほうに今回新たに入っています「現下の最低賃金を取り巻く状況を踏まえ」という文言については、それほどこれといった意味があるわけではありません。いわゆる東京都における、今ここで説明していますような経済指標と、最低賃金を決定していく上でのそれぞれの経済指標と景気動向を含めたものを指しているものです。それからもう一つは、基本方針および再興戦略に配意したということです。これは非常に漠然とした表記になっています。中賃においても同様な諮問が出されており、中賃において自らのところで、まず配

意を含めて今回の骨太の方針、日本再興戦略をどのように配意していくべきかということを検討した上で、改めて地方に示したいというように聞いています。それを受けてということになると思います。

石川委員 中央から何らかの話が来るのですか。

賃金課長 推測でものを言うのはよくないのですが、目安の中に何らかの形で書き込まれてくるだろうと思っています。

笹島会長 よろしいですか。

石川委員 分かりました。

笹島会長 漠然としているかもしれませんが、ほかにいかがですか。

私のほうからお聞きしたいのですが、中賃に厚生労働大臣が出席して諮問されました。新聞報道によると、何年かぶりに大臣が直接出席して諮問するのだと。どういうご発言が大臣からあったのか、お分かりでしたらご紹介をいただければと思います。

賃金課長 新聞等で。確か3年ぶりだったかと思われます。大臣は諮問文を手渡されて、その後の挨拶の中では、閣議決定をされた、特に日本再興戦略に書き込まれた内容を挨拶の中で話されたようです。いわゆる流れとして、最低賃金が上がることの理由として、経済を活性化に持っていく方向、考え方としては賃金が上昇すると、消費が活発化して生計費が増加します。生計費が増加することで企業の収益が上がり、企業の賃金支払額は増加していくという最低賃金を取り巻く環境が変わってくるので、それによって経済を活性化していく。そのために最低賃金の引き上げを配意していただきたいという挨拶をされました。

笹島会長 ありがとうございます。ほかの皆さまのほうから何か関連して、ご質問等がありましたらご発言をお願いします。よろしいですか。特になければ、先ほど東京都最低賃金の改正についての諮問を受けましたので、今後調査審議を行うに当たり、関係労働者および関係使用者の意見を聞くことが必要となります。この手続きについて事務局から説明をお願いします。

賃金課長 それでは意見について説明します。最低賃金法第25条第5項により、関係者の意見聴取に関わる決議について説明します。最低賃金の改正について調査審議を行う場合、審議会は関係労働者および関係使用者の意見を聞くこととされていることから、一定期日までに、審議会に意見書を提出すべき旨を公示することになります。この意見書の提出を求める旨の公示については、公示日は

本日 7 月 10 日水曜日に行います。意見書提出期日については、平成 25 年 7 月 25 日木曜日と予定しています。それをよろしく願います。

笹島会長 ありがとうございます。ただいまのご説明について何かご質問はありますか。最低賃金の改正決定の調査審議については最低賃金法第 25 条第 2 項に基づき、専門部会を設置して行うこととなります。専門部会委員の任命・手続き等について事務局から説明をお願いします。

賃金課長 専門部会委員の任命・手続き等について説明します。専門部会の委員については、最低賃金審議会令第 6 条において、委員数 9 名、公労使各側は 3 名ずつとされています。公益代表委員については局長が任命し、労働者代表委員、使用者代表委員については、関係労使、関係団体から推薦のあった候補者のうちから局長が任命することになっています。

 労使委員の候補者の推薦公示につきましては、公示日は本日 7 月 10 日水曜日に行います。推薦締め切り日は、平成 25 年 7 月 23 日火曜日までを予定としていますので、よろしく願います。

笹島会長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして何かご質問等がありますか。特になければ議事 2 は以上で終了します。議事 3 の「最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用について」に進みたいと思います。従来から専門部会での議論が全会一致の結論を得た場合には、専門部会の決議をもって審議会の決議とするという、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用しています。今年度の東京都最低賃金の専門部会についても、この規程を適用したいと思います。いかがですか。よろしいですか。

(「異議なし」の声)

笹島会長 異議なしということですので、今年度の東京都最低賃金の専門部会についてもこれまでと同じように、審議会令第 6 条第 5 項を適用することとします。

 最後に議事 4 の「その他」に入りたいと思います。事務局から何かありますか。

賃金課長 それでは参考として、お配りしている資料について報告したいと思います。お配りしている資料の 15 ページからとなっています。参考 1 は、4 月 22 日付で東京春闘共闘会議から提出された、内閣総理大臣、厚生労働大臣、中央・

東京地方最低賃金審議会会長、東京労働局長、連名宛の要請書となります。署名はマイクの下になって申し訳ありませんが、真ん中に置かせていただいています。皆さま方には表紙のコピーをお配りしています。

要請書の事項については、ここに書いてありますとおり、1つとして、最低賃金を時間額1,000円以上とすること。2番目は、地域間の最低賃金格差を縮小させ、全国一律最低賃金制への接近を図ること。3として特定最低賃金の金額を引き上げること。さらに申出要件の緩和を行い、医療や運送など新設努力が行われている産業の特定最低賃金を速やかに新設すること。4として、中央・地方の最低賃金審議会の審議委員ならびに専門部会委員を公正に任命すること。委員以外の労働者の意見陳述の機会を設けること。地域で公聴会を開催し、多くの労働者の意見を聴取し反映させること。5番は省略します。

4月の段階で7,523筆の個人署名が提出されました。この署名は次の16ページにありますが、7月3日付で追加提出されており、合計1万1,812筆となっています。なお、同日同様の趣旨による137団体の団体署名も提出されています。17ページに1枚目を付けています。さらに東京春闘共闘会議のほうから、皆さんのお手元に配っています「自治体キャラバンの報告書、パート9」と表題を付けています冊子が配付用として提出されています。併せてもう一つ、薄緑色の「自治体キャラバン9の全都募集時給調査報告」という、片側を綴じたものの冊子を提出いただいていますので、各委員の皆さんに配付しています。

それと併せてもう一つ、三菱東京UFJ銀行の経済調査室発行の「タイの最低賃金の大幅引き上げの影響について」と題した経済情報の冊子も、春闘共闘会議のほうから配付依頼がありましたので、委員の皆さまの机の上に置いています。それぞれ参考2、3としています。

19ページに参考4として、今年の5月付で日本労働組合総連合会東京都連合会から提出されました、東京地方最低賃金審議会会長および東京労働局長連名宛の要請書になります。これの要請事項は1つとして、東京都の最低賃金の改定、1,000円以上とすること。2つとして、特定最低賃金の改定、そのうちの①が、必要性の審議に当たっては労働者側が改定・新設を求める全産業について「必要性あり」とすること。②として、金額審議に当たっては、当該労働者が締結した労働協約の金額水準を指標とすることとなっています。1,386

通の組合署名を添えて提出いただいています。いずれも最低賃金改正についての要請ですので、参考としてお配りしています。以上です。

笹島会長 ありがとうございます。ただいま配付資料等についてご説明がありましたが、何かご質問がありましたらご発言をお願いしたいと思います。特にないですか。大変なボリュームの資料でして、お時間のあるときにお目通しいただければと思います。

事務局からほかに何かありますか。

賃金課長 ありません。

笹島会長 では私のほうからです。例年ですと、次回は目安伝達審ということですが、その点について日程が決まっていないようですが、簡単に大体いつごろ、特定な日ではなくてもいつごろ、あるいは中賃の動向を見てとか、そういうことをご案内をいただければと思うのが1点です。

2点目は、次回の目安伝達審でお願いしたいのですが、ご存じのとおり、最低賃金は生活保護の影響を受けて、生活保護の水準に配慮して決めるということできているわけです。その一方、新聞報道で皆さんはご存じのとおり、生活保護制度の改正あるいは水準を引き下げる云々の話がいろいろ出ていると思います。審議会の委員として、各委員が生活保護制度がどのような動きにあるのか、共通認識を持つておく必要があるかと思えます。これまでの私のこの場での経験からしますと、東京の最低賃金の決定に利用する生活保護のデータが、1年や2年遅れでしか得られないということで、やや古いデータを基に、中央も含めて審議しています。最新の情報が直影響することには必ずしもならないのかもしれませんが、他方において、新聞で次々と生活保護の動向について報道されていますので、最新の動きについてご説明いただければと思います。それは次回の伝達審にでも可能範囲で結構ですので、ご説明いただければよろしいのではないかと思います。それはお願いです。以上です。

賃金課長 会長のほうからご質問がありました次回ですが、目安伝達の本審議会ということになります。目安伝達をするためには、中央最低賃金審議会のほうで、まず小委員会から目安の報告があつて、本審議会のほうで目安の答申がなされて、それを伝達することになるのですが、事務局のほうで確認しましても、まだ明確に決まっていないという回答しかいただいていません。それで、過去、例えば同じように遅れました3年前であるとか、そのような状況を参考とするの

であれば、8月5日の週ぐらいにずれ込む可能性もあるのかと。早ければそれより前に出されるかと思いますが、今のところ、遅くなった場合には8月5日の週ぐらいが、次回の本審議会の、目安が出た後の開催になろうかと考えているところです。

2つ目の、会長のほうからお話がありました生活保護費の切り下げの話については、確かに中央最低賃金審議会の中でも目安を検討する上で、当然取り上げ、議題に挙がってくる内容になるかと思えます。なるべく情報を集めて、次回の目安伝達の折には、いろいろご説明できるようにしたいと思っています。よろしくお願ひします。

笹島会長

ありがとうございました。各委員のほうからこれまでの審議に関連して、何か言い残した点等がありましたら、ご発言いただければと思います。いかがですか。特になければ、本日の議事次第はすべて終了しましたので、本日の会議は以上で終了します。お疲れさまでした。

傍聴人の方々はここでご退室をお願いしたいと思います。